

# 四半期報告書

(第109期第2四半期)

自 平成22年7月1日

至 平成22年9月30日

株式会社大光銀行

新潟県長岡市大手通一丁目5番地6

(E03645)

## 目次

表紙

第一部 企業情報	1頁
第1 企業の概況	1頁
1 主要な経営指標等の推移	1頁
2 事業の内容	3頁
3 関係会社の状況	3頁
4 従業員の状況	3頁
第2 事業の状況	4頁
1 生産、受注及び販売の状況	4頁
2 事業等のリスク	4頁
3 経営上の重要な契約等	4頁
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	4頁
第3 設備の状況	15頁
第4 提出会社の状況	16頁
1 株式等の状況	16頁
(1) 株式の総数等	16頁
(2) 新株予約権等の状況	16頁
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	16頁
(4) ライツプランの内容	16頁
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	16頁
(6) 大株主の状況	17頁
(7) 議決権の状況	17頁
2 株価の推移	18頁
3 役員の状況	18頁
第5 経理の状況	19頁
1 中間連結財務諸表	20頁
(1) 中間連結貸借対照表	20頁
(2) 中間連結損益計算書	21頁
(3) 中間連結株主資本等変動計算書	22頁
(4) 中間連結キャッシュ・フロー計算書	24頁
2 その他	60頁
3 中間財務諸表	61頁
(1) 中間貸借対照表	61頁
(2) 中間損益計算書	62頁
(3) 中間株主資本等変動計算書	63頁
4 その他	75頁
第二部 提出会社の保証会社等の情報	76頁

[中間監査報告書]

[確認書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月29日
【四半期会計期間】	第109期第2四半期（自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日）
【会社名】	株式会社大光銀行
【英訳名】	THE TAIKO BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 古出 哲彦
【本店の所在の場所】	新潟県長岡市大手通一丁目5番地6
【電話番号】	(0258) 36-4111番（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 岩崎 道雄
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区西池袋三丁目28番13号 株式会社大光銀行 総合企画部・東京事務所
【電話番号】	(03) 3984-3824番（代表）
【事務連絡者氏名】	総合企画部・東京事務所長 田村 郁朗
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大光銀行 東京支店 (東京都豊島区西池袋三丁目28番13号) 株式会社大光銀行 川口支店 (埼玉県川口市本町三丁目6番22号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成20年度中間 連結会計期間	平成21年度中間 連結会計期間	平成22年度中間 連結会計期間	平成20年度	平成21年度
		(自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日)	(自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日)	(自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日)	(自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日)	(自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日)
連結経常収益	百万円	14,373	13,132	12,541	28,099	25,400
連結経常利益	百万円	1,708	1,323	2,152	489	2,881
連結中間純利益	百万円	1,181	927	1,126	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	1,113	1,603
連結純資産額	百万円	56,854	60,490	61,211	54,553	61,911
連結総資産額	百万円	1,252,332	1,276,576	1,296,782	1,258,331	1,275,824
1株当たり純資産額	円	568.16	604.61	611.74	545.11	618.73
1株当たり中間純利益金額	円	11.85	9.31	11.31	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	11.17	16.09
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	4.52	4.71	4.69	4.31	4.83
連結自己資本比率 (国内基準)	%	11.37	11.68	11.83	11.40	11.67
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	9,796	24,315	9,248	△6,652	10,260
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△14,674	△11,448	△6,258	10,509	△16,491
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△362	△353	△386	△705	△715
現金及び現金同等物の中間 期末(期末)残高	百万円	21,892	42,799	25,943	30,285	23,339
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,009 [363]	1,014 [376]	1,014 [377]	994 [364]	992 [372]

- (注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 自己資本比率は、（中間期末（期末）純資産の部合計－中間期末（期末）少数株主持分）を中間期末（期末）資産の部の合計で除して算出しております。
5. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
6. 平成20年度中間連結会計期間、平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。

## (2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第107期中	第108期中	第109期中	第107期	第108期
決算年月		平成20年9月	平成21年9月	平成22年9月	平成21年3月	平成22年3月
経常収益	百万円	14,212	12,955	12,372	27,777	25,044
経常利益	百万円	1,700	1,280	2,132	524	2,784
中間純利益	百万円	1,181	906	1,107	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	1,161	1,563
資本金	百万円	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数	千株	100,014	100,014	100,014	100,014	100,014
純資産額	百万円	56,453	60,103	60,772	54,198	61,489
総資産額	百万円	1,251,522	1,275,816	1,295,936	1,257,597	1,274,971
預金残高	百万円	1,163,849	1,186,232	1,206,949	1,173,092	1,185,855
貸出金残高	百万円	825,051	841,719	859,129	847,110	857,615
有価証券残高	百万円	357,830	346,004	355,587	327,283	352,638
1株当たり配当額	円	2.50	2.50	2.50	5.00	5.00
自己資本比率	%	4.51	4.71	4.68	4.30	4.82
単体自己資本比率 (国内基準)	%	11.38	11.69	11.83	11.41	11.68
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	991 [343]	996 [358]	998 [358]	977 [345]	975 [354]

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 自己資本比率は、中間期末(期末)純資産の部合計を中間期末(期末)資産の部の合計で除して算出しております。
3. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
4. 平成20年9月、平成21年9月及び平成22年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社における従業員数

平成22年9月30日現在

従業員数（人）	1,014 [377]
---------	----------------

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当行グループから当行グループ外への出向者を除き、当行グループ外から当行グループへの出向者を含む）であり、臨時従業員数（嘱託・臨時・パートタイマー・人材会社からの派遣社員）を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、〔 〕内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

### (2) 当行の従業員数

平成22年9月30日現在

従業員数（人）	998 [358]
---------	--------------

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当行から社外への出向者を除く）であり、臨時従業員数（嘱託・臨時・パートタイマー・人材会社からの派遣社員）を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、〔 〕内に当第2四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
3. 当行の従業員組合には、大光銀行労働組合と大光銀行従業員組合があります。  
平成22年9月30日現在の組合員数は、大光銀行労働組合886人、大光銀行従業員組合5人です。  
労使間においては特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

### 2【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当行グループ（当行、連結子会社及び持分法適用会社）が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間におけるわが国の経済を顧みますと、輸出の緩やかな増加や経済対策の効果などから企業収益が改善に向かうなど、国内景気は引き続き持ち直しましたが、一方で海外景気の下振れ懸念や円高、株安などで景気が下押しされるリスクが強まっております。

当行グループの主たる営業基盤である新潟県の経済につきましては、アジア向けを中心とした輸出の増加や生産の緩やかな増加基調を受け、企業収益が改善を続けるなど県内景気は持ち直しましたが、円高に加え、経済対策終了による反動も見込まれるなか先行き見通しが慎重化するなど、改善のテンポは鈍化しました。

このような経済状況のもとで、当行グループの第2四半期連結会計期間の連結経営成績につきましては、資金運用収益54億2百万円（前年同四半期比3億81百万円減少）、役員取引等収益4億82百万円（前年同四半期比7百万円減少）、その他経常収益1億12百万円（前年同四半期比1億43百万円減少）などにより経常収益は60億40百万円（前年同四半期比7億33百万円減少）となりました。また、資金調達費用4億29百万円（前年同四半期比3億4百万円減少）、役員取引等費用3億92百万円（前年同四半期比20百万円増加）、その他経常費用5億13百万円（前年同四半期比8億58百万円減少）などにより経常費用は55億19百万円（前年同四半期比8億15百万円減少）となり、その結果、経常利益は5億21百万円（前年同四半期比83百万円増加）となりました。

これらにより、当第2四半期連結会計期間の四半期純利益は、特別利益3億24百万円、特別損失80百万円、法人税等合計4億86百万円などにより2億82百万円（前年同四半期比2億14百万円減少）となりました。

当第2四半期連結会計期間末における連結財政状態につきましては、総資産1兆2,967億82百万円（前年度末比209億58百万円増加）、純資産は612億11百万円（前年度末比7億円減少）となりました。主要科目につきましては、貸出金8,590億47百万円（前年度末比15億36百万円増加）、有価証券3,556億72百万円（前年度末比29億63百万円増加）、預金1兆2,069億17百万円（前年度末比210億98百万円増加）となりました。

①国内・国際業務部門別収支

資金運用収支は国内業務部門48億5百万円（合計に対する割合96.6%）、国際業務部門1億68百万円（合計に対する割合3.4%）となりました。

役務取引等収支は国内業務部門89百万円（合計に対する割合99.5%）、国際業務部門0百万円（合計に対する割合0.5%）となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結会計期間	4,807	242	—	5,050
	当第2四半期連結会計期間	4,805	168	—	4,973
うち資金運用収益	前第2四半期連結会計期間	5,535	277	29	5,783
	当第2四半期連結会計期間	5,231	185	14	5,402
うち資金調達費用	前第2四半期連結会計期間	727	34	29	733
	当第2四半期連結会計期間	426	17	14	429
役務取引等収支	前第2四半期連結会計期間	116	0	—	116
	当第2四半期連結会計期間	89	0	—	89
うち役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	486	3	—	489
	当第2四半期連結会計期間	479	3	—	482
うち役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	370	2	—	372
	当第2四半期連結会計期間	389	2	—	392
その他業務収支	前第2四半期連結会計期間	238	6	—	245
	当第2四半期連結会計期間	△353	6	—	△346
うちその他業務収益	前第2四半期連結会計期間	239	6	—	245
	当第2四半期連結会計期間	36	6	—	42
うちその他業務費用	前第2四半期連結会計期間	0	—	—	0
	当第2四半期連結会計期間	389	—	—	389

(注) 1. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。

2. 相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

②国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、国内業務部門の預金・貸出業務及び為替業務を中心に4億82百万円となりました。  
一方、役務取引等費用は、国内業務部門を中心に3億92百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	486	3	—	489
	当第2四半期連結会計期間	479	3	—	482
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結会計期間	132	—	—	132
	当第2四半期連結会計期間	128	—	—	128
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	186	2	—	189
	当第2四半期連結会計期間	184	2	—	187
うち証券関連業務	前第2四半期連結会計期間	16	—	—	16
	当第2四半期連結会計期間	22	—	—	22
うち代理業務	前第2四半期連結会計期間	9	—	—	9
	当第2四半期連結会計期間	10	—	—	10
うち保護預り・貸金 庫業務	前第2四半期連結会計期間	0	—	—	0
	当第2四半期連結会計期間	0	—	—	0
うち保証業務	前第2四半期連結会計期間	10	0	—	11
	当第2四半期連結会計期間	9	0	—	9
うち投信・保険窓販 業務	前第2四半期連結会計期間	92	—	—	92
	当第2四半期連結会計期間	91	—	—	91
役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	370	2	—	372
	当第2四半期連結会計期間	389	2	—	392
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	36	2	—	38
	当第2四半期連結会計期間	35	2	—	38

③国内・国際業務部門別預金残高の状況

○預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	平成21年9月30日	1,183,787	2,412	—	1,186,200
	平成22年9月30日	1,204,350	2,566	—	1,206,917
うち流動性預金	平成21年9月30日	361,954	—	—	361,954
	平成22年9月30日	372,198	—	—	372,198
うち定期性預金	平成21年9月30日	814,234	—	—	814,234
	平成22年9月30日	824,597	—	—	824,597
うちその他	平成21年9月30日	7,598	2,412	—	10,011
	平成22年9月30日	7,555	2,566	—	10,121
譲渡性預金	平成21年9月30日	—	—	—	—
	平成22年9月30日	—	—	—	—
総合計	平成21年9月30日	1,183,787	2,412	—	1,186,200
	平成22年9月30日	1,204,350	2,566	—	1,206,917

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

④貸出金残高の状況

○業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成21年9月30日		平成22年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比 (%)	貸出金残高(百万円)	構成比 (%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	841,600	100.00	859,047	100.00
製造業	95,338	11.33	96,822	11.27
農業、林業	5,091	0.60	5,478	0.64
漁業	315	0.04	155	0.02
鉱業、採石業、砂利採取業	3,011	0.36	2,613	0.30
建設業	80,597	9.58	77,700	9.04
電気・ガス・熱供給・水道業	600	0.07	600	0.07
情報通信業	3,713	0.44	4,175	0.49
運輸業、郵便業	18,477	2.19	19,123	2.23
卸売業、小売業	83,981	9.98	88,962	10.36
金融業、保険業	13,045	1.55	18,207	2.12
不動産業、物品賃貸業	84,212	10.01	86,015	10.01
サービス業等	100,664	11.96	101,114	11.77
地方公共団体	67,858	8.06	72,004	8.38
その他	284,689	33.83	286,066	33.30

(注) 海外店分及び特別国際金融取引勘定分は該当ありません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間のキャッシュ・フローの状況は以下の通りであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の増加による流出196億99百万円、預金の増加による流入73億58百万円、コールローン等の減少による流入60億円などにより55億81百万円の流出（前年同四半期は188億62百万円の流入）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得・売却・償還による収支58億98百万円などで58億15百万円の流入（前年同四半期は4億35百万円の流出）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、リース債務の返済による支出71百万円などで71百万円の流出（前年同四半期比18百万円流出増加）となりました。

これにより当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物は259億43百万円（前年同四半期末は427億99百万円）となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当行グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間において、研究開発活動に関しては該当事項はありません。

(単体情報)

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要 (単体)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	10,334	10,196	△138
経費(除く臨時処理分)	7,196	7,186	△10
人件費	4,079	4,047	△32
物件費	2,815	2,849	34
税金	301	289	△12
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	3,137	3,010	△127
一般貸倒引当金繰入額	—	△521	△521
業務純益	3,137	3,531	394
うち債券関係損益	293	146	△147
臨時損益	△1,856	△1,399	457
うち株式関係損益	△70	△109	△39
うち不良債権処理損失	1,456	1,084	△372
貸出金償却	1,104	370	△734
個別貸倒引当金繰入額	—	612	612
偶発損失引当金繰入額	289	90	△199
債権等売却損	2	10	8
その他	59	—	△59
経常利益	1,280	2,132	852
特別損益	474	△22	△496
うち固定資産処分損益	△32	△12	20
うち償却債権取立益	93	157	64
うち貸倒引当金戻入益	443	—	△443
うち減損損失	29	72	43
うち資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	95	95
税引前中間純利益	1,755	2,109	354
法人税、住民税及び事業税	258	175	△83
過年度法人税等	607	—	△607
法人税等調整額	△16	826	842
法人税等合計	848	1,001	153
中間純利益	906	1,107	201

(注) 1. 業務粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他業務収支

2. 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額

3. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

4. 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却

5. 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.81	1.70	△0.11
（イ）貸出金利回	2.21	2.10	△0.11
（ロ）有価証券利回	1.20	1.06	△0.14
(2) 資金調達原価 ②	1.51	1.42	△0.09
（イ）預金等利回	0.24	0.13	△0.11
（ロ）外部負債利回	2.34	2.34	—
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.30	0.27	△0.03

（注）1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2. 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3. ROE（単体）

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前）	10.94	9.82	△1.12
業務純益ベース	10.94	11.52	0.58
中間純利益ベース	3.16	3.61	0.45

4. 預金・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
預金（末残）	1,186,232	1,206,949	20,717
預金（平残）	1,141,795	1,156,207	14,412
貸出金（末残）	841,719	859,129	17,410
貸出金（平残）	809,178	813,820	4,642

(2) 個人・法人別預金残高（国内）

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
個人	891,214	898,107	6,893
法人	237,705	245,093	7,388
合計	1,128,920	1,143,200	14,280

（注）譲渡性預金を除いております。

## (3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	257,658	254,689	△2,969
住宅ローン残高	235,365	232,864	△2,501
その他ローン残高	22,293	21,824	△469

## (4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高 ①	百万円	714,150	715,949	1,799
総貸出金残高 ②	百万円	841,719	859,129	17,410
中小企業等貸出金比率 ①/②	%	84.84	83.33	△1.51
中小企業等貸出先件数 ③	件	71,138	68,823	△2,315
総貸出先件数 ④	件	71,311	69,019	△2,292
中小企業等貸出先件数比率 ③/④	%	99.76	99.72	△0.04

(注) 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品貸貸業等は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業、物品貸貸業等は100人、小売業、飲食業は50人、サービス業は100人）以下の企業等であります。

## 5. 債務の保証（支払承諾）の状況（単体）

## ○支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数 (件)	金額 (百万円)	口数 (件)	金額 (百万円)
手形引受	24	405	31	429
信用状	25	191	15	154
保証	559	2,837	557	2,724
計	608	3,434	603	3,309

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

項目		平成21年9月30日	平成22年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	10,000	10,000
	資本剰余金	8,208	8,208
	利益剰余金	37,108	38,457
	自己株式（△）	123	124
	社外流出予定額（△）	249	249
	計 (A)	54,944	56,292
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	2,108	2,074
	一般貸倒引当金	3,788	3,811
	負債性資本調達手段等	10,000	10,000
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注1）	10,000	10,000
	計	15,897	15,886
	うち自己資本への算入額 (B)	15,897	15,886
控除項目	控除項目（注2） (C)	—	—
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	70,842	72,179
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	564,273	569,021
	オフ・バランス取引等項目	2,521	2,510
	信用リスク・アセットの額 (E)	566,794	571,532
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額（(G) / 8%） (F)	39,426	38,373
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額 (G)	3,154	3,069
	計 (E) + (F) (H)	606,221	609,906
連結自己資本比率（国内基準） = D / H × 100 (%)		11.68	11.83
（参考）Tier 1比率 = A / H × 100 (%)		9.06	9.22

(注) 1. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。

2. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成21年9月30日	平成22年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	10,000	10,000
	資本準備金	8,208	8,208
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	1,791	1,791
	その他利益剰余金	35,180	36,491
	その他	—	—
	自己株式（△）	123	124
	社外流出予定額（△）	249	249
	計（A）	54,807	56,117
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	2,108	2,074
	一般貸倒引当金	3,778	3,801
	負債性資本調達手段等	10,000	10,000
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注1）	10,000	10,000
	計	15,886	15,876
うち自己資本への算入額（B）	15,886	15,876	
控除項目	控除項目（注2）（C）	—	—
自己資本額	（A）＋（B）－（C）（D）	70,694	71,993
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	563,121	567,883
	オフ・バランス取引等項目	2,521	2,510
	信用リスク・アセットの額（E）	565,643	570,394
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額（（G）／8％）（F）	38,883	37,863
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額（G）	3,110	3,029
計（E）＋（F）（H）	604,526	608,257	
単体自己資本比率（国内基準）＝D／H×100（％）		11.69	11.83
（参考）Tier 1 比率＝A／H×100（％）		9.06	9.22

（注） 1. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。

2. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当行が当該社債の元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成21年9月30日	平成22年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	109	92
危険債権	206	277
要管理債権	31	26
正常債権	8,189	8,296

### 第3【設備の状況】

1 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の改築計画は次のとおりであります。

会社名	店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額（百万円）		資金調達方法	着手年月	完了予定年月
					総額	既支払額			
当行	柏崎支店	新潟県柏崎市	改築	店舗の改築	297	—	自己資金	平成22年9月	平成23年6月

(注) 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
計	200,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年11月29日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	100,014,000	100,014,000	東京証券取引所市場第二部	単元株式数 1,000株
計	100,014,000	100,014,000	—	—

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成22年7月1日～ 平成22年9月30日	—	100,014	—	10,000,000	—	8,208,919

## (6) 【大株主の状況】

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	5,400	5.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	5,000	4.99
日新火災海上保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台二丁目3番地	2,594	2.59
大光従業員持株会	新潟県長岡市大手通一丁目5番地6	2,577	2.57
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	2,075	2.07
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	1,908	1.90
株式会社東和銀行	群馬県前橋市本町二丁目12番6号	1,480	1.47
野村信託銀行株式会社 (投信口)	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	1,443	1.44
株式会社大東銀行	福島県郡山市中町19番1号	1,424	1.42
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	1,395	1.39
計	—————	25,296	25.29

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 385,000	—	単元株式数 1,000株
完全議決権株式 (その他)	普通株式 99,318,000	99,318	同上
単元未満株式	普通株式 311,000	—	1単元 (1,000株) 未満の株式
発行済株式総数	100,014,000	—	—
総株主の議決権	—	99,318	—

②【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（%）
株式会社大光銀行	新潟県長岡市大手 通一丁目5番地6	385,000	—	385,000	0.38
計	—————	385,000	—	385,000	0.38

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高（円）	219	205	189	185	174	165
最低（円）	203	175	171	170	152	154

（注）最高・最低株価は東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

3【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の様動はありません。

## 第5【経理の状況】

1. 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表および中間財務諸表を作成しております。
2. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。  
なお、前中間連結会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
3. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。  
なお、前中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
4. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）及び当中間連結会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）及び当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】  
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度の要約 連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>			
現金預け金	※7 42,799	※7 25,943	※7 23,339
コールローン及び買入手形	20,000	29,000	18,000
買入金銭債権	9	—	—
商品有価証券	53	86	124
金銭の信託	3,000	3,000	3,000
有価証券	※1, ※7, ※13 346,065	※1, ※7, ※13 355,672	※1, ※7, ※13 352,709
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 841,600	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 859,047	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 857,511
外国為替	※6 3,727	4,107	※6 4,384
その他資産	※7 4,705	※7 5,772	※7 4,319
有形固定資産	※9, ※10 14,296	※9, ※10 14,288	※9, ※10 14,289
無形固定資産	1,000	754	938
繰延税金資産	5,948	5,185	4,877
支払承諾見返	3,434	3,309	2,350
貸倒引当金	△10,064	△9,384	△10,020
資産の部合計	1,276,576	1,296,782	1,275,824
<b>負債の部</b>			
預金	1,186,200	1,206,917	1,185,819
コールマネー及び売渡手形	902	922	1,023
借入金	※11 2,000	※11 2,000	※11 2,000
外国為替	2	0	7
社債	※12 8,000	※12 8,000	※12 8,000
その他負債	5,878	5,014	5,124
賞与引当金	853	841	733
役員賞与引当金	18	16	31
退職給付引当金	5,290	5,271	5,310
役員退職慰労引当金	217	148	248
睡眠預金払戻損失引当金	199	197	191
利息返還損失引当金	20	46	30
偶発損失引当金	609	460	586
再評価に係る繰延税金負債	※9 2,458	※9 2,427	※9 2,453
支払承諾	3,434	3,309	2,350
負債の部合計	1,216,086	1,235,570	1,213,913
<b>純資産の部</b>			
資本金	10,000	10,000	10,000
資本剰余金	8,208	8,208	8,208
利益剰余金	37,108	38,457	37,541
自己株式	△123	△124	△123
株主資本合計	55,193	56,541	55,626
その他有価証券評価差額金	2,819	2,223	3,799
土地再評価差額金	※9 2,226	※9 2,182	※9 2,220
評価・換算差額等合計	5,046	4,406	6,019
少数株主持分	249	263	265
純資産の部合計	60,490	61,211	61,911
負債及び純資産の部合計	1,276,576	1,296,782	1,275,824

## (2) 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度の要約 連結損益計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
経常収益	13,132	12,541	25,400
資金運用収益	11,385	10,740	22,349
(うち貸出金利息)	9,032	8,652	17,904
(うち有価証券利息配当金)	2,294	2,038	4,337
役務取引等収益	995	1,060	2,031
その他業務収益	343	588	462
その他経常収益	408	152	557
経常費用	11,809	10,389	22,519
資金調達費用	1,503	912	2,631
(うち預金利息)	1,392	788	2,409
役務取引等費用	755	761	1,570
その他業務費用	0	389	70
営業経費	7,569	7,513	14,883
その他経常費用	※1 1,980	※1 812	※1 3,363
経常利益	1,323	2,152	2,881
特別利益	542	157	176
固定資産処分益	3	—	3
貸倒引当金戻入益	433	—	—
償却債権取立益	93	157	172
その他の特別利益	11	—	—
特別損失	65	180	87
固定資産処分損	36	12	54
減損損失	29	72	32
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	95	—
税金等調整前中間純利益	1,799	2,130	2,970
法人税、住民税及び事業税	277	192	321
過年度法人税等	607	—	662
法人税等調整額	△23	811	355
法人税等合計	860	1,003	1,339
少数株主損益調整前中間純利益		1,126	
少数株主利益又は少数株主損失(△)	11	△0	27
中間純利益	927	1,126	1,603

## (3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<b>株主資本</b>			
<b>資本金</b>			
前期末残高	10,000	10,000	10,000
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	10,000	10,000	10,000
<b>資本剰余金</b>			
前期末残高	8,208	8,208	8,208
当中間期変動額			
自己株式の処分	△0	—	△0
自己株式処分差損の振替	0	—	0
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	8,208	8,208	8,208
<b>利益剰余金</b>			
前期末残高	36,422	37,541	36,422
当中間期変動額			
剰余金の配当	△249	△249	△498
中間純利益	927	1,126	1,603
自己株式処分差損の振替	△0	—	△0
土地再評価差額金の取崩	6	38	13
当中間期変動額合計	685	915	1,118
当中間期末残高	37,108	38,457	37,541
<b>自己株式</b>			
前期末残高	△122	△123	△122
当中間期変動額			
自己株式の取得	△1	△0	△1
自己株式の処分	0	—	0
当中間期変動額合計	△1	△0	△1
当中間期末残高	△123	△124	△123
<b>株主資本合計</b>			
前期末残高	54,509	55,626	54,509
当中間期変動額			
剰余金の配当	△249	△249	△498
中間純利益	927	1,126	1,603
自己株式の取得	△1	△0	△1
自己株式の処分	0	—	0
自己株式処分差損の振替	—	—	—
土地再評価差額金の取崩	6	38	13
当中間期変動額合計	684	915	1,117
当中間期末残高	55,193	56,541	55,626

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<b>評価・換算差額等</b>			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	△2,428	3,799	△2,428
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	5,248	△1,575	6,227
当中間期変動額合計	5,248	△1,575	6,227
当中間期末残高	2,819	2,223	3,799
土地再評価差額金			
前期末残高	2,233	2,220	2,233
当中間期変動額			
土地再評価差額金の取崩	△6	△38	△13
当中間期変動額合計	△6	△38	△13
当中間期末残高	2,226	2,182	2,220
評価・換算差額等合計			
前期末残高	△194	6,019	△194
当中間期変動額			
土地再評価差額金の取崩	△6	△38	△13
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	5,248	△1,575	6,227
当中間期変動額合計	5,241	△1,613	6,214
当中間期末残高	5,046	4,406	6,019
少数株主持分			
前期末残高	239	265	239
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	10	△1	26
当中間期変動額合計	10	△1	26
当中間期末残高	249	263	265
純資産合計			
前期末残高	54,553	61,911	54,553
当中間期変動額			
剰余金の配当	△249	△249	△498
中間純利益	927	1,126	1,603
自己株式の取得	△1	△0	△1
自己株式の処分	0	—	0
自己株式処分差損の振替	—	—	—
土地再評価差額金の取崩	—	—	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	5,258	△1,577	6,254
当中間期変動額合計	5,936	△699	7,357
当中間期末残高	60,490	61,211	61,911

## (4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
税金等調整前中間純利益	1,799	2,130	2,970
減価償却費	535	564	1,092
減損損失	29	72	32
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	95	—
持分法による投資損益 (△は益)	△18	△17	△27
貸倒引当金の増減 (△)	△877	△635	△921
賞与引当金の増減額 (△は減少)	113	107	△6
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△9	△15	3
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△37	△39	△16
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	19	△100	50
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	1	5	△6
利息返還損失引当金の増減額 (△は減少)	△11	16	△1
偶発損失引当金の増減 (△)	18	△126	△4
資金運用収益	△11,385	△10,740	△22,349
資金調達費用	1,503	912	2,631
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△13	—	—
有価証券関係損益 (△)	△211	△14	△140
為替差損益 (△は益)	△6	△4	3
固定資産処分損益 (△は益)	32	12	50
貸出金の純増 (△) 減	5,345	△1,536	△10,565
預金の純増減 (△)	13,142	21,097	12,761
コールローン等の純増 (△) 減	5,042	△11,000	7,052
コールマネー等の純増減 (△)	△80	△101	40
商品有価証券の純増 (△) 減	1	37	△68
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	351	276	△305
外国為替 (負債) の純増減 (△)	1	△7	7
資金運用による収入	11,326	10,846	22,136
資金調達による支出	△1,683	△1,140	△3,229
その他	△237	△1,373	363
小計	24,693	9,321	11,552
法人税等の支払額	△377	△72	△1,292
営業活動によるキャッシュ・フロー	24,315	9,248	10,260
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
有価証券の取得による支出	△101,625	△109,737	△188,055
有価証券の売却による収入	22,248	2,260	31,352
有価証券の償還による収入	68,107	101,466	140,581
有形固定資産の取得による支出	△167	△174	△350
有形固定資産の売却による収入	14	—	31
無形固定資産の取得による支出	△25	△73	△50
その他	0	—	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△11,448	△6,258	△16,491
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
リース債務の返済による支出	△102	△136	△214
配当金の支払額	△249	△249	△498
少数株主への配当金の支払額	△1	△1	△1
自己株式の取得による支出	△1	△0	△1
自己株式の売却による収入	0	—	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△353	△386	△715
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	12,513	2,603	△6,946
現金及び現金同等物の期首残高	30,285	23,339	30,285
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 42,799	※1 25,943	※1 23,339

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 2社 会社名 株式会社大光ビジネスサー ビス たいこうカード株式会社	(1) 連結子会社 2社 会社名 株式会社大光ビジネスサー ビス たいこうカード株式会社	(1) 連結子会社 2社 連結子会社名は、「第1企 業の概況4 関係会社の状況」 に記載しているため省略しま した。
	(2) 非連結子会社 該当ありません。	(2) 非連結子会社 該当ありません。	(2) 非連結子会社 該当ありません。
2. 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。	(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。	(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。
	(2) 持分法適用の関連会社 2社 会社名 大光リース株式会社 株式会社東北バンキン グシステムズ	(2) 持分法適用の関連会社 2社 会社名 大光リース株式会社 株式会社東北バンキン グシステムズ	(2) 持分法適用の関連会社 2社 会社名 大光リース株式会社 株式会社東北バンキン グシステムズ
	(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。	(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。	(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。
	(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。	(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。	(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。
3. 連結子会社の（中間）決算 日等に関する事項	連結子会社の中間決算日はすべ て9月末日であります。	同 左	連結子会社の決算日はすべて3 月末日であります。

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
4. 会計処理基準に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同 左	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同 左
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ) 同 左	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ) 同 左
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：8年～50年 その他：3年～20年</p> <p>②無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p> <p>③リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取り決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産（リース資産を除く） 同 左</p> <p>②無形固定資産（リース資産を除く） 同 左</p> <p>③リース資産 同 左</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：8年～50年 その他：3年～20年</p> <p>②無形固定資産（リース資産を除く） 同 左</p> <p>③リース資産 同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,781百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,515百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,370百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	<p>(6) 賞与引当金の計上基準</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(6) 賞与引当金の計上基準</p> <p>同 左</p>	<p>(6) 賞与引当金の計上基準</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(7) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(7) 役員賞与引当金の計上基準 同 左	(7) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により損益処理 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理	(8) 退職給付引当金の計上基準 同 左	(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により損益処理 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理 (会計方針の変更) 当連結会計年度末から「『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号平成20年7月31日）を適用しております。 なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。
	(9) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。	(9) 役員退職慰労引当金の計上基準 同 左	(9) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
	(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。	(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 同 左	(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 同 左

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(11) 利息返還損失引当金の計上基準 連結子会社の利息返還損失引当金は、将来の利息返還の請求に伴う損失に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。	(11) 利息返還損失引当金の計上基準 同 左	(11) 利息返還損失引当金の計上基準 同 左
	(12) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度等に伴う費用負担金の支払いに備えるため、過去の負担実績に基づく負担金支払見込額を計上しております。	(12) 偶発損失引当金の計上基準 同 左	(12) 偶発損失引当金の計上基準 同 左
	(13) 外貨建資産・負債の換算基準 外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。	(13) 外貨建資産・負債の換算基準 同 左	(13) 外貨建資産・負債の換算基準 外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
	—————	(14) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」であります。	—————
	(15) 消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(15) 消費税等の会計処理 同 左	(15) 消費税等の会計処理 同 左
5. (中間) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」であります。	—————	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」であります。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(資産除去債務に関する会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、経常利益は1百万円、税金等調整前中間純利益は96百万円それぞれ減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は116百万円であります。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>当連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、経常利益および税金等調整前当期純利益は、それぞれ21百万円増加しております。</p>

【表示方法の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
	<p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第5号平成21年3月24日)の適用により、当中間連結会計期間では、「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。</p>

【追加情報】

<p>前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
<p>—————</p>	<p>(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)</p> <p>変動利付国債の時価については、一昨年の金融市場の混乱により市場価格が理論価格と大幅に乖離があったことから時価とみなせない状態にあると判断し、平成20年度中間連結会計期間末からは従来の市場価格に替え、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としておりましたが、当中間連結会計期間末においては、市場価格と理論価格が乖離した状態が1年以上継続していること及びその乖離が縮小傾向にあるため、市場価格を時価とみなすことが相当と判断し、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額としております。</p> <p>これにより、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、有価証券は2,878百万円、その他有価証券評価差額金は1,715百万円それぞれ減少し、繰延税金資産は1,162百万円増加しております。</p>	<p>—————</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>※1. 有価証券には、関連会社の株式117百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,568百万円、延滞債権額は28,955百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は261百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,906百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は34,691百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、13,409百万円であります。</p>	<p>※1. 有価証券には、関連会社の株式140百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,707百万円、延滞債権額は33,945百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は217百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,466百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は39,337百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、14,215百万円であります。</p>	<p>※1. 有価証券には、関連会社の株式127百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,863百万円、延滞債権額は29,706百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は248百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,367百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は35,185百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、14,137百万円であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>為替決済、歳入代理店等の取引の担保として、有価証券64,305百万円及び預け金5百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金・敷金は188百万円であります。</p> <p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は64,999百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが41,500百万円、任意の時期に無条件で取消可能なものが8,776百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p>	<p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>為替決済、歳入代理店等の取引の担保として、有価証券62,385百万円及び預け金5百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金・敷金は198百万円であります。</p> <p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は58,228百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが41,120百万円、任意の時期に無条件で取消可能なものが4,232百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p>	<p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>為替決済、歳入代理店等の取引の担保として、有価証券64,384百万円及び預け金5百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金・敷金は201百万円であります。</p> <p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は62,104百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが43,211百万円、任意の時期に無条件で取消可能なものが5,652百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法によっております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,135百万円</p> <p>※10. 有形固定資産の減価償却累計額 9,021百万円</p> <p>※11. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,000百万円であります。</p> <p>※12. 社債は、劣後特約付社債8,000百万円であります。</p> <p>※13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は6,045百万円であります。</p>	<p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法によっております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,269百万円</p> <p>※10. 有形固定資産の減価償却累計額 9,403百万円</p> <p>※11. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,000百万円であります。</p> <p>※12. 社債は、劣後特約付社債8,000百万円であります。</p> <p>※13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は4,479百万円であります。</p>	<p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法によっております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,116百万円</p> <p>※10. 有形固定資産の減価償却累計額 9,226百万円</p> <p>※11. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,000百万円であります。</p> <p>※12. 社債は、劣後特約付社債8,000百万円であります。</p> <p>※13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は4,872百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>※1. その他経常費用には、偶発損失引当金繰入額289百万円、貸出金償却1,143百万円、株式等売却損107百万円及び株式等償却235百万円を含んでおります。</p>	<p>※1. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額96百万円、偶発損失引当金繰入額90百万円、貸出金償却406百万円、債権売却損10百万円及び株式等償却109百万円を含んでおります。</p>	<p>※1. その他の経常費用には、貸出金償却1,641百万円、株式等売却損107百万円、株式等償却306百万円、偶発損失引当金繰入額484百万円、債権売却損261百万円を含んでおります。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計期 間増加株式数	当中間連結会計期 間減少株式数	当中間連結会計期 間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	100,014	—	—	100,014	
合計	100,014	—	—	100,014	
自己株式					
普通株式	374	5	0	380	(注) 1, 2
合計	374	5	0	380	

(注) 1. 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

2. 自己株式の数の減少は、単元未満株式の売却による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金 額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	249	2.5	平成21年3月31日	平成21年6月25日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの金 額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年11月13日 取締役会	普通株式	249	利益剰余金	2.5	平成21年9月30日	平成21年12月10日

II 当中間連結会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計期 間増加株式数	当中間連結会計期 間減少株式数	当中間連結会計期 間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	100,014	—	—	100,014	
合計	100,014	—	—	100,014	
自己株式					
普通株式	382	2	—	385	(注)
合計	382	2	—	385	

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	249	2.5	平成22年3月31日	平成22年6月28日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年11月12日 取締役会	普通株式	249	利益剰余金	2.5	平成22年9月30日	平成22年12月10日

Ⅲ 前連結会計年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度増 加株式数	当連結会計年度減 少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	100,014	—	—	100,014	
合計	100,014	—	—	100,014	
自己株式					
普通株式	374	8	0	382	(注) 1, 2
合計	374	8	0	382	

(注) 1. 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

2. 自己株式の数の減少は、単元未満株式の売却による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	249	2.5	平成21年3月31日	平成21年6月25日
平成21年11月13日 取締役会	普通株式	249	2.5	平成21年9月30日	平成21年12月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	249	利益剰余金	2.5	平成22年3月31日	平成22年6月28日

## (中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている科 目の金額との関係  (単位：百万円) 平成21年9月30日現在 現金預け金勘定 42,799 現金及び現金同等物 42,799	※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている科 目の金額との関係  (単位：百万円) 平成22年9月30日現在 現金預け金勘定 25,943 現金及び現金同等物 25,943	※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額 との関係  (単位：百万円) 平成22年3月31日現在 現金預け金勘定 23,339 現金及び現金同等物 23,339

## (リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 ①有形固定資産 主として現金自動預け払い機等でありま す。 ②無形固定資産 ソフトウェアであります。 (2) リース資産の減価償却の方法 中間連結財務諸表作成のための基本とな る重要な事項「4. 会計処理基準に関する 事項」の「(4) 減価償却の方法」に記載の とおりであります。	1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 ①有形固定資産 同 左 ②無形固定資産 同 左 (2) リース資産の減価償却の方法 同 左	1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 ①有形固定資産 同 左 ②無形固定資産 同 左 (2) リース資産の減価償却の方法 連結財務諸表作成のための基本となる重 要な事項「4. 会計処理基準に関する事 項」の「(4) 減価償却の方法」に記載のと おりであります。
2. オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約 不能のものに係る未経過リース料 1年内 96百万円 1年超 704百万円 合計 800百万円	2. オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約 不能のものに係る未経過リース料 1年内 105百万円 1年超 649百万円 合計 755百万円	2. オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約 不能のものに係る未経過リース料 1年内 91百万円 1年超 678百万円 合計 769百万円

(金融商品関係)

I 当中間連結会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

(単位:百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	25,943	25,943	—
(2) コールローン及び買入手形	29,000	29,000	—
(3) 商品有価証券			
売買目的有価証券	86	86	—
(4) 金銭の信託	3,000	3,000	—
(5) 有価証券			
満期保有目的の債券	20,395	18,987	△1,408
その他有価証券	334,367	334,367	—
(6) 貸出金	859,047		
貸倒引当金(*1)	△9,243		
	849,804	856,712	6,908
(7) 外国為替	4,107	4,107	—
資産計	1,266,704	1,272,205	5,500
(1) 預金	1,206,917	1,207,581	664
(2) コールマネー及び売渡手形	922	922	—
(3) 借入金	2,000	2,020	20
(4) 外国為替	0	0	—
(5) 社債	8,000	8,140	140
負債計	1,217,839	1,218,664	825
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1	1	—
デリバティブ取引計	1	1	—

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。  
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

## (注1) 金融商品の時価の算定方法

### 資 産

#### (1) 現金預け金

預け金については、預入期間が短期間のため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (2) コールローン及び買入手形

約定期間が短期間（1ヶ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (3) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

#### (4) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

#### (5) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

#### (6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

#### (7) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、又は約定期間が短期間（1年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## 負債

### (1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

### (2) コールマネー及び売渡手形

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (3) 借入金

リスクフリーレートに当行の市場での信用スプレッドを上乗せしたものを割引率として、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。

### (4) 外国為替

外国為替については、約定期間が短期間（6ヶ月以内）であり、これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (5) 社債

当行の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

## デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5) 其他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
① 非上場株式	866
② その他	42
合 計	908

(※1) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

## II 前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心にクレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っています。これらの事業を行うため市場の状況や長短のバランスを調整して、預金取引を中心とする資金調達、貸出金取引を中心とする資金運用業務を行っています。

また、金利変動を伴う金融資産及び金融負債が業務の中心となるため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っています。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金については取引先の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、有価証券は安全性の高い公共債を中心とした債券と株式及び投資信託受益証券等であり、その他保有目的、売買目的、満期保有目的で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金、社債は、一定の環境下で当行グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されています。また、有価証券は市場環境の変化等により、売却できなくなる流動性リスクに晒されています。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスクの管理

当行は、信用リスク管理方針と信用リスク管理規程に基づき、貸出審査、信用情報管理、信用格付の付与、保証や担保の設定、クレジット・リミットの設定等の与信管理体制を整備して貸出運営しています。また、融資審査会を開催して一定権限以上の案件審査を行っています。さらに、取締役会権限を委任されている融資審査会案件は取締役会への報告を行なっています。

##### ② 市場リスクの管理

当行グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。ALMに関する規程及び要領においてリスク管理方法や手続き等を明記しており、ALM委員会において決定された方針に基づき、取締役会において実施状況の把握・確認、今後の対応等を協議しています。また、市場管理グループにおいて、市場金利の動向を把握するなかで金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクの管理を行っています。さらに、市場リスクのモニタリングに基づき、適切かつ統合的な評価を行い、リスクのコントロール及び削減に努めています。

##### ③ 流動性リスクの管理

ALMを通して適時に銀行全体の資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクの管理を行っています。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	23,339	23,339	—
(2) コールローン及び買入手形	18,000	18,000	—
(3) 商品有価証券			
売買目的有価証券	124	124	—
(4) 金銭の信託	3,000	3,000	—
(5) 有価証券（*1）			
満期保有目的の債券	22,213	20,729	△1,483
その他有価証券	329,495	329,495	—
(6) 貸出金	857,511		
貸倒引当金（*1）	△9,858		
	847,652	852,273	4,620
(7) 外国為替	4,384	4,384	—
資産計	1,248,209	1,251,346	3,137
(1) 預金	1,185,819	1,186,714	894
(2) コールマネー及び売渡手形	1,023	1,023	—
(3) 借入金	2,000	2,010	10
(4) 外国為替	7	7	—
(5) 社債	8,000	8,001	1
負債計	1,196,851	1,197,757	906
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(6)	(6)	—
デリバティブ取引計	(6)	(6)	—

（\*1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、有価証券に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（\*2） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

## (注1) 金融商品の時価の算定方法

### 資 産

#### (1) 現金預け金

預け金については、預入期間が短期間のため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (2) コールローン及び買入手形

約定期間が短期間（1ヶ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (3) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

#### (4) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

#### (5) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

変動利付国債の評価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。

これにより、市場価格をもって連結貸借対照表価額とした場合に比べ、有価証券は3,394百万円、その他有価証券評価差額金は2,023百万円それぞれ増加し、繰延税金資産は1,371百万円減少しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

#### (6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

#### (7) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、又は約定期間が短期間（1年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## 負債

### (1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

### (2) コールマネー及び売渡手形

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (3) 借入金

リスクフリーレートに当行の市場での信用スプレッドを上乗せしたものを割引率として、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。

### (4) 外国為替

外国為替については、約定期間が短期間（6ヶ月以内）であり、これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (5) 社債

当行の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

## デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5) 其他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式	853
② その他	131
合 計	984

(※1) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当連結会計年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

## (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	8,204	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	18,000	—	—	—	—	—
有価証券	73,886	69,438	53,022	20,157	71,794	40,166
満期保有目的の債券	3,169	2,252	2,791	1,000	4,000	9,000
うち国債	—	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—	—
社債	2,169	2,252	850	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	70,717	67,186	50,230	19,157	67,794	31,166
うち国債	47,392	13,583	18,549	7,286	55,412	24,507
地方債	5,705	11,664	12,948	5,375	3,474	—
社債	13,217	25,442	12,894	3,154	6,960	3,929
貸出金(*)	68,567	69,127	110,975	72,361	423,694	80,196
合 計	168,659	138,566	163,997	92,518	495,488	120,362

(\*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない32,588百万円は含めておりません。

## (注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	1,083,132	91,275	11,357	54	—	—
コールマネー及び売渡手形	1,023	—	—	—	—	—
借入金	—	—	—	2,000	—	—
社債	—	—	—	—	8,000	—
合 計	1,084,156	91,275	11,357	2,054	8,000	—

(\*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

I. 前中間連結会計期間末

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
社債	399	392	△6
その他	16,932	15,156	△1,776
合計	17,332	15,549	△1,783

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	3,394	4,315	920
債券	257,959	263,457	5,498
国債	157,897	161,849	3,951
地方債	37,442	38,085	642
社債	62,618	63,522	904
その他	55,815	53,930	△1,885
合計	317,169	321,703	4,534

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、その他有価証券で時価のある株式について235百万円、時価のない株式について0百万円であります。なお、時価が「著しく下落した」と判断するための「合理的な基準」として、期末日の時価が簿価の30%以上下落したものについて、個々の銘柄の時価の回復可能性の判断を行い、時価が回復する見込みがあると認められないものについて減損処理を行っております。

(追加情報)

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間期末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。

これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は3,362百万円、「その他有価証券評価差額金」は2,004百万円それぞれ増加し、「繰延税金資産」は1,358百万円減少しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成21年9月30日現在）

	金額（百万円）
満期保有目的の債券	
私募事業債	6,062
その他有価証券	
不動産投資信託	82
非上場株式	725
出資証券（投資事業組合）	50

## II. 当中間連結会計期間末

### 1. 満期保有目的の債券（平成22年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	2,230	2,235	5
	その他	—	—	—
	小計	2,230	2,235	5
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	2,215	2,190	△24
	その他	15,950	14,561	△1,389
	小計	18,165	16,751	△1,413
合計		20,395	18,987	△1,408

### 2. その他有価証券（平成22年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,884	1,138	745
	債券	221,509	216,339	5,170
	国債	119,954	117,412	2,542
	地方債	43,708	42,481	1,226
	社債	57,846	56,445	1,401
	その他	26,001	24,947	1,054
	小計	249,395	242,425	6,970
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,794	2,108	△313
	債券	64,368	64,662	△293
	国債	48,738	48,981	△243
	地方債	7,292	7,318	△25
	社債	8,337	8,362	△25
	その他	18,808	21,692	△2,883
	小計	84,972	88,463	△3,491
合計		334,367	330,888	3,479

### 3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、160百万円（うち時価のある株式108百万円、時価を把握することが極めて困難と認められる株式0百万円、事業債50百万円）であります。なお、時価が「著しく下落した」と判断するための「合理的な基準」として、期末日の時価が簿価の30%以上下落したものについて、個々の銘柄の時価の回復可能性の判断を行い、時価が回復する見込みがあると認められないものについて減損処理を行っております。

### Ⅲ. 前連結会計年度末

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。

#### 1. 売買目的有価証券（平成22年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	0

#### 2. 満期保有目的の債券（平成22年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	2,669	2,678	9
	その他	1,000	1,008	8
	小計	3,669	3,686	17
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	2,618	2,576	△42
	その他	15,941	14,466	△1,475
	小計	18,560	17,042	△1,518
合計		22,230	20,729	△1,500

#### 3. その他有価証券（平成22年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,539	1,421	1,117
	債券	227,212	221,027	6,185
	国債	140,734	136,630	4,104
	地方債	34,572	33,805	767
	社債	51,905	50,591	1,314
	その他	24,963	23,746	1,216
	小計	254,715	246,195	8,520
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,706	1,914	△208
	債券	44,290	44,345	△55
	国債	25,997	26,002	△4
	地方債	4,597	4,600	△3
	社債	13,695	13,742	△46
	その他	28,783	30,840	△2,057
	小計	74,780	77,100	△2,320
合計		329,495	323,295	6,199

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	813	144	107
債券	25,734	268	—
国債	20,202	196	—
地方債	3,101	41	—
社債	2,430	30	—
その他	4,804	208	68
合計	31,352	621	176

5. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

6. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当連結会計年度における減損処理額は、その他有価証券で時価のある株式について305百万円、時価を把握することが極めて困難と認められる株式について0百万円であります。なお、時価が「著しく下落した」と判断するための「合理的な基準」として、期末日の時価が簿価の30%以上下落したものについて、個々の銘柄の時価の回復可能性の判断を行い、時価が回復する見込みがあると認められないものについて減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

1. 運用目的の金銭の信託 (平成21年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	当中間連結会計期間の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	3,000	—

2. 満期保有目的の金銭の信託 (平成21年9月30日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成21年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

1. 運用目的の金銭の信託 (平成22年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	当中間連結会計期間の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	3,000	—

2. 満期保有目的の金銭の信託 (平成22年9月30日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成22年9月30日現在)

該当ありません。

III 前連結会計年度末

1. 運用目的の金銭の信託 (平成22年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	3,000	—

2. 満期保有目的の金銭の信託 (平成22年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

I. 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金 (平成21年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	4,534
その他有価証券	4,534
その他の金銭の信託	—
(△) 繰延税金負債	1,714
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	2,819
(△) 少数株主持分相当額	—
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	2,819

II. 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金 (平成22年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	3,479
その他有価証券	3,479
その他の金銭の信託	—
(△) 繰延税金負債	1,255
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	2,223
(△) 少数株主持分相当額	—
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	2,223

III. 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金 (平成22年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	6,199
その他有価証券	6,199
その他の金銭の信託	—
(△) 繰延税金負債	2,400
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	3,799
(△) 少数株主持分相当額	—
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	3,799

(デリバティブ取引関係)

I. 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引

該当ありません。

(2) 通貨関連取引 (平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約	242	240	1
	合計	—	240	1

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(5) 商品関連取引

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引

該当ありません。

## II. 当中間連結会計期間末

### 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

#### (1) 金利関連取引

該当ありません。

#### (2) 通貨関連取引（平成22年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価（百万円）	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約				
	売建	39	—	1	1
	買建	58	—	0	0
	通貨オプション				
	売建	26	—	△2	0
	買建	26	—	2	△0
	合計	—	—	1	1

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

#### 2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

#### (3) 株式関連取引

該当ありません。

#### (4) 債券関連取引

該当ありません。

#### (5) 商品関連取引

該当ありません。

#### (6) クレジットデリバティブ取引

該当ありません。

### 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当ありません。

### Ⅲ. 前連結会計年度末

#### 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

##### (1) 金利関連取引

該当ありません。

##### (2) 通貨関連取引（平成22年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価（百万円）	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約				
	売建	151	—	△6	△6
	買建	39	—	△0	△0
	通貨オプション				
	売建	19	—	△3	△0
	買建	19	—	3	0
	合計	—	—	△6	△6

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

##### 2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

##### (3) 株式関連取引

該当ありません。

##### (4) 債券関連取引

該当ありません。

##### (5) 商品関連取引

該当ありません。

##### (6) クレジットデリバティブ取引

該当ありません。

#### 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当ありません。

(セグメント情報等)

**【事業の種類別セグメント情報】**

前中間連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）及び前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

銀行業の経常収益、経常利益の金額は、全セグメントの経常収益の合計、経常利益の金額の合計額に占める割合が、いずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

**【所在地別セグメント情報】**

前中間連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）及び前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

在外子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

**【国際業務経常収益】**

前中間連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）及び前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

国際業務経常収益が、連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

**【セグメント情報】**

当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当行グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、「その他」にはクレジットカード業務等が含まれております。

## (1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	円	604.61	611.74	618.73
1株当たり中間(当期)純利益金額	円	9.31	11.31	16.09
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額	円	—	—	—

(注) 1. 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益 金額				
中間(当期)純利益	百万円	927	1,126	1,603
普通株主に帰属しない 金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る中間 (当期)純利益	百万円	927	1,126	1,603
普通株式の(中間)期 中平均株式数	千株	99,636	99,629	99,634

2. なお、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	60,490	61,211	61,911
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	249	263	265
(うち少数株主持分)	(249)	(263)	(265)
普通株式に係る中間期末の純資産額(百万円)	60,240	60,947	61,645
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数(千株)	99,633	99,628	99,631

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

### 第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
経常収益	6,773	6,040
資金運用収益	5,783	5,402
(うち貸出金利息)	4,532	4,363
(うち有価証券利息配当金)	1,222	1,014
役務取引等収益	489	482
その他業務収益	245	42
その他経常収益	255	112
経常費用	6,334	5,519
資金調達費用	733	429
(うち預金利息)	677	367
役務取引等費用	372	392
その他業務費用	0	389
営業経費	3,856	3,794
その他経常費用	※1 1,371	※1 513
経常利益	438	521
特別利益	682	324
固定資産処分益	3	—
貸倒引当金戻入益	634	210
償却債権取立益	32	113
その他の特別利益	11	—
特別損失	34	80
固定資産処分損	5	8
減損損失	29	72
税金等調整前四半期純利益	1,086	764
法人税、住民税及び事業税	235	173
過年度法人税等	607	—
法人税等調整額	△261	312
法人税等合計	581	486
少数株主損益調整前四半期純利益		278
少数株主利益（又は少数株主損失）	8	△3
四半期純利益	496	282

前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
※1. その他経常費用には、偶発損失引当金繰入額100百万円、貸出金償却951百万円及び株式等売却損107百万円を含んでおります。	※1. その他経常費用には、偶発損失引当金繰入額34百万円、貸出金償却386百万円、債権等売却損10百万円及び株式等償却20百万円を含んでおります。

3 【中間財務諸表】  
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度の要約 貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>			
現金預け金	※7 42,798	※7 25,943	※7 23,339
コールローン	20,000	29,000	18,000
買入金銭債権	9	—	—
商品有価証券	53	86	124
金銭の信託	3,000	3,000	3,000
有価証券	※1, ※7, ※13 346,004	※1, ※7, ※13 355,587	※1, ※7, ※13 352,638
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 841,719	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 859,129	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 857,615
外国為替	※6 3,727	4,107	※6 4,384
その他資産	※7 3,716	※7 4,793	※7 3,290
有形固定資産	※9, ※10 14,294	※9, ※10 14,286	※9, ※10 14,288
無形固定資産	985	743	925
繰延税金資産	5,825	5,064	4,771
支払承諾見返	3,434	3,309	2,350
貸倒引当金	△9,754	△9,116	△9,756
資産の部合計	1,275,816	1,295,936	1,274,971
<b>負債の部</b>			
預金	1,186,232	1,206,949	1,185,855
コールマネー	902	922	1,023
借入金	※11 2,000	※11 2,000	※11 2,000
外国為替	2	0	7
社債	※12 8,000	※12 8,000	※12 8,000
その他負債	5,514	4,642	4,708
未払法人税等	881	178	56
リース債務	724	1,026	953
資産除去債務		116	
その他の負債	3,908	3,321	3,698
賞与引当金	847	835	728
役員賞与引当金	18	16	31
退職給付引当金	5,275	5,254	5,295
役員退職慰労引当金	217	148	248
睡眠預金払戻損失引当金	199	197	191
偶発損失引当金	609	460	586
再評価に係る繰延税金負債	※10 2,458	※10 2,427	※10 2,453
支払承諾	3,434	3,309	2,350
負債の部合計	1,215,713	1,235,163	1,213,481
<b>純資産の部</b>			
資本金	10,000	10,000	10,000
資本剰余金	8,208	8,208	8,208
資本準備金	8,208	8,208	8,208
利益剰余金	36,971	38,282	37,385
利益準備金	1,791	1,791	1,791
その他利益剰余金	35,180	36,491	35,594
別途積立金	21,000	21,000	21,000
繰越利益剰余金	14,180	15,491	14,594
自己株式	△123	△124	△123
株主資本合計	55,056	56,366	55,470
その他有価証券評価差額金	2,819	2,223	3,799
土地再評価差額金	※10 2,226	※10 2,182	※10 2,220
評価・換算差額等合計	5,046	4,406	6,019
純資産の部合計	60,103	60,772	61,489
負債及び純資産の部合計	1,275,816	1,295,936	1,274,971

## (2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度の要約 損益計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
経常収益	12,955	12,372	25,044
資金運用収益	11,331	10,696	22,231
(うち貸出金利息)	8,975	8,605	17,784
(うち有価証券利息配当金)	2,298	2,041	4,340
役務取引等収益	930	992	1,898
その他業務収益	303	547	384
その他経常収益	390	136	530
経常費用	11,674	10,240	22,260
資金調達費用	1,503	911	2,631
(うち預金利息)	1,392	788	2,409
役務取引等費用	727	739	1,521
その他業務費用	—	389	68
営業経費	※1 7,512	※1 7,463	14,775
その他経常費用	※2 1,930	※2 737	※2 3,263
経常利益	1,280	2,132	2,784
特別利益	※3 540	※3 157	※3 176
特別損失	※4 65	※4 180	※4 87
税引前中間純利益	1,755	2,109	2,873
法人税、住民税及び事業税	258	175	302
過年度法人税等	607	—	662
法人税等調整額	△16	826	345
法人税等合計	848	1,001	1,310
中間純利益	906	1,107	1,563

## (3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<b>株主資本</b>			
<b>資本金</b>			
前期末残高	10,000	10,000	10,000
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	10,000	10,000	10,000
<b>資本剰余金</b>			
<b>資本準備金</b>			
前期末残高	8,208	8,208	8,208
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	8,208	8,208	8,208
<b>その他資本剰余金</b>			
前期末残高	—	—	—
当中間期変動額			
自己株式の処分	△0	—	△0
自己株式処分差損の振替	0	—	0
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	—	—	—
<b>資本剰余金合計</b>			
前期末残高	8,208	8,208	8,208
当中間期変動額			
自己株式の処分	△0	—	△0
自己株式処分差損の振替	0	—	0
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	8,208	8,208	8,208
<b>利益剰余金</b>			
<b>利益準備金</b>			
前期末残高	1,791	1,791	1,791
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	1,791	1,791	1,791
<b>その他利益剰余金</b>			
<b>別途積立金</b>			
前期末残高	21,000	21,000	21,000
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	21,000	21,000	21,000

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<b>繰越利益剰余金</b>			
前期末残高	13,516	14,594	13,516
<b>当中間期変動額</b>			
剰余金の配当	△249	△249	△498
中間純利益	906	1,107	1,563
自己株式処分差損の振替	△0	—	△0
土地再評価差額金の取崩	6	38	13
当中間期変動額合計	664	896	1,078
当中間期末残高	14,180	15,491	14,594
<b>利益剰余金合計</b>			
前期末残高	36,307	37,385	36,307
<b>当中間期変動額</b>			
剰余金の配当	△249	△249	△498
中間純利益	906	1,107	1,563
自己株式処分差損の振替	△0	—	△0
土地再評価差額金の取崩	6	38	13
当中間期変動額合計	664	896	1,078
当中間期末残高	36,971	38,282	37,385
<b>自己株式</b>			
前期末残高	△122	△123	△122
<b>当中間期変動額</b>			
自己株式の取得	△1	△0	△1
自己株式の処分	0	—	0
当中間期変動額合計	△1	△0	△1
当中間期末残高	△123	△124	△123
<b>株主資本合計</b>			
前期末残高	54,393	55,470	54,393
<b>当中間期変動額</b>			
剰余金の配当	△249	△249	△498
中間純利益	906	1,107	1,563
自己株式の取得	△1	△0	△1
自己株式の処分	0	—	0
自己株式処分差損の振替	—	—	—
土地再評価差額金の取崩	6	38	13
当中間期変動額合計	663	896	1,076
当中間期末残高	55,056	56,366	55,470

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<b>評価・換算差額等</b>			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	△2,428	3,799	△2,428
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	5,248	△1,575	6,227
当中間期変動額合計	5,248	△1,575	6,227
当中間期末残高	2,819	2,223	3,799
土地再評価差額金			
前期末残高	2,233	2,220	2,233
当中間期変動額			
土地再評価差額金の取崩	△6	△38	△13
当中間期変動額合計	△6	△38	△13
当中間期末残高	2,226	2,182	2,220
評価・換算差額等合計			
前期末残高	△194	6,019	△194
当中間期変動額			
土地再評価差額金の取崩	△6	△38	△13
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	5,248	△1,575	6,227
当中間期変動額合計	5,241	△1,613	6,214
当中間期末残高	5,046	4,406	6,019
<b>純資産合計</b>			
前期末残高	54,198	61,489	54,198
当中間期変動額			
剰余金の配当	△249	△249	△498
中間純利益	906	1,107	1,563
自己株式の取得	△1	△0	△1
自己株式の処分	0	—	0
自己株式処分差損の振替	—	—	—
土地再評価差額金の取崩	—	—	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	5,248	△1,575	6,227
当中間期変動額合計	5,904	△717	7,290
当中間期末残高	60,103	60,772	61,489

【中間財務諸表作成の基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。	同 左	同 左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
	(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(2) 同 左	(2) 同 左
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同 左	同 左
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：8年～50年 その他：3年～20年	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同 左	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：8年～50年 その他：3年～20年
	(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同 左	(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同 左
	(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取り決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。	(3) リース資産 同 左	(3) リース資産 同 左

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
5. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,781百万円であります。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,515百万円であります。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,370百万円であります。
	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(2) 賞与引当金 同 左	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	(3) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(3) 役員賞与引当金 同 左	(3) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により損益処理 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理</p>	<p>(4) 退職給付引当金 同 左</p>	<p>(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により損益処理 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理 (会計方針の変更) 当事業年度末から「『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号平成20年7月31日）を適用しております。</p> <p>なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。</p>
	<p>(5) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(5) 役員退職慰労引当金の計上基準 同 左</p>	<p>(5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>
	<p>(6) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。</p>	<p>(6) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 同 左</p>	<p>(6) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 同 左</p>
	<p>(7) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度等に伴う費用負担金の支払いに備えるため、過去の負担実績に基づく負担金支払見込額を計上しております。</p>	<p>(7) 偶発損失引当金の計上基準 同 左</p>	<p>(7) 偶発損失引当金の計上基準 同 左</p>
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建の資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	<p>同 左</p>	<p>外貨建の資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>
7. 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。</p>	<p>同 左</p>	<p>消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。</p>

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	<p>(資産除去債務に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、経常利益は1百万円、税引前中間純利益は96百万円それぞれ減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は116百万円でありま</p>	<p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)を適用しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、経常利益および税引前当期純利益は、それぞれ21百万円増加しております。</p>

【追加情報】

前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<p>(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)</p> <p>変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態であると判断し、当中間会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表計上額としております。</p> <p>これにより、市場価格をもって中間貸借対照表価額とした場合に比べ、有価証券は3,362百万円、その他有価証券評価差額金は2,004百万円それぞれ増加し、繰延税金資産は1,358百万円減少しております。</p> <p>変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。</p>	<p>(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)</p> <p>変動利付国債の時価については、一昨年の金融市場の混乱により市場価格が理論価格と大幅に乖離があったことから時価とみなせない状態であると判断し、平成20年度中間会計期間末からは従来市場価格に替え、合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表計上額としておりましたが、当中間会計期間末においては、市場価格と理論価格が乖離した状態が1年以上継続していること及びその乖離が縮小傾向にあるため、市場価格を時価とみなすことが相当と判断し、市場価格をもって中間貸借対照表計上額としております。</p> <p>これにより、合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表計上額とした場合に比べ、有価証券は2,878百万円、その他有価証券評価差額金は1,715百万円それぞれ減少し、繰延税金資産は1,162百万円増加しております。</p>	

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
<p>※1. 関係会社の株式総額 62百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,512百万円、延滞債権額は28,917百万円であり ます。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は257百万円であり ます。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,903百万円であり ます。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は34,591百万円であり ます。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は13,409百万円であり ます。</p>	<p>※1. 関係会社の株式総額 62百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,661百万円、延滞債権額は33,916百万円であり ます。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は211百万円であり ます。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,460百万円であり ます。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は39,249百万円であり ます。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は14,215百万円であり ます。</p>	<p>※1. 関係会社の株式総額 62百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,822百万円、延滞債権額は29,678百万円であり ます。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は244百万円であり ます。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,364百万円であり ます。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は35,109百万円であり ます。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は14,137百万円であり ます。</p>

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
<p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 為替決済、歳入代理店等の取引の担保として、有価証券64,305百万円及び預け金5百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金・敷金は181百万円であります。</p> <p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は56,223百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが41,500百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 為替決済、歳入代理店等の取引の担保として、有価証券62,385百万円及び預け金5百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金・敷金は192百万円あります。</p> <p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は53,995百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが41,120百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 為替決済、歳入代理店等の取引の担保として、有価証券64,384百万円及び預け金5百万円を差し入れております。 また、その他の資産のうち保証金・敷金は194百万円あります。</p> <p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は56,451百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが43,211百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>
<p>※9. 有形固定資産の減価償却累計額 9,014百万円</p>	<p>※9. 有形固定資産の減価償却累計額 9,396百万円</p>	<p>※9. 有形固定資産の減価償却累計額 9,219百万円</p>
<p>※10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法によっております。</p>	<p>※10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法によっております。</p>	<p>※10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法によっております。</p>

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
<p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">5,135百万円</p> <p>※11. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,000百万円です。</p> <p>※12. 社債は、劣後特約付社債8,000百万円です。</p> <p>※13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は6,045百万円です。</p>	<p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">5,269百万円</p> <p>※11. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,000百万円です。</p> <p>※12. 社債は、劣後特約付社債8,000百万円です。</p> <p>※13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は4,479百万円です。</p>	<p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の前事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">5,116百万円</p> <p>※11. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,000百万円です。</p> <p>※12. 社債は、劣後特約付社債8,000百万円です。</p> <p>※13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は4,872百万円です。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">有形固定資産 274百万円 無形固定資産 258百万円</p> <p>※2. その他経常費用には、偶発損失引当金繰入額289百万円、貸出金償却1,104百万円、株式等売却損107百万円及び株式等償却235百万円を含んでおります。</p> <p>※3. 特別利益の内訳は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">固定資産処分益 3百万円 貸倒引当金戻入益 443百万円 償却債権取立益 93百万円 <u>計 540百万円</u></p> <p>※4. 特別損失の内訳は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">固定資産処分損 36百万円 減損損失 29百万円 <u>計 65百万円</u></p>	<p>※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">有形固定資産 273百万円 無形固定資産 289百万円</p> <p>※2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額91百万円、偶発損失引当金繰入額90百万円、貸出金償却370百万円、債権売却損10百万円及び株式等償却109百万円を含んでおります。</p> <p>※3. 特別利益の内訳は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">償却債権取立益 157百万円</p> <p>※4. 特別損失の内訳は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">固定資産処分損 12百万円 減損損失 72百万円 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 95百万円 <u>計 180百万円</u></p>	<p>—————</p> <p>※2. その他の経常費用には、偶発損失引当金繰入額484百万円、債権売却損223百万円を含んでおります。</p> <p>※3. 特別利益の内訳は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">固定資産処分益 3百万円 償却債権取立益 172百万円 <u>計 176百万円</u></p> <p>※4. 特別損失の内訳は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">固定資産処分損 54百万円 減損損失 32百万円 <u>計 87百万円</u></p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末株式数	当中間会計期間増加株式数	当中間会計期間減少株式数	当中間会計期間末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	374	5	0	380	(注) 1, 2
合計	374	5	0	380	

(注) 1. 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

2. 自己株式の数の減少は、単元未満株式の売却による減少であります。

当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末株式数	当中間会計期間増加株式数	当中間会計期間減少株式数	当中間会計期間末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	382	2	—	385	(注)
合計	382	2	—	385	

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	374	8	0	382	(注) 1, 2
合計	374	8	0	382	

(注) 1. 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

2. 自己株式の数の減少は、単元未満株式の売却による減少であります。

## (リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																		
<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース資産の内容</p> <p>①有形固定資産 主として現金自動預け払い機等でありま す。</p> <p>②無形固定資産 ソフトウェアであります。</p> <p>(2) リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本となる重 要な事項「4. 固定資産の減価償却の方 法」に記載のとおりであります。</p>	<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース資産の内容</p> <p>①有形固定資産 同 左</p> <p>②無形固定資産 同 左</p> <p>(2) リース資産の減価償却の方法 同 左</p>	<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース資産の内容</p> <p>①有形固定資産 同 左</p> <p>②無形固定資産 同 左</p> <p>(2) リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「4. 固定資産の減価償 却の方法」に記載のとおりであります。</p>																		
<p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>・オペレーティング・リース取引のうち解約 不能のものに係る未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>93百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>704百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>797百万円</td> </tr> </table>	1年内	93百万円	1年超	704百万円	合計	797百万円	<p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>・オペレーティング・リース取引のうち解約 不能のものに係る未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>101百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>647百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>748百万円</td> </tr> </table>	1年内	101百万円	1年超	647百万円	合計	748百万円	<p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>・オペレーティング・リース取引のうち解約 不能のものに係る未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>86百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>673百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>760百万円</td> </tr> </table>	1年内	86百万円	1年超	673百万円	合計	760百万円
1年内	93百万円																			
1年超	704百万円																			
合計	797百万円																			
1年内	101百万円																			
1年超	647百万円																			
合計	748百万円																			
1年内	86百万円																			
1年超	673百万円																			
合計	760百万円																			

(有価証券関係)

I. 前中間会計期間末(平成21年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

II. 当中間会計期間末(平成22年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 子会社株式36百万円、関連会社株式26百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

III. 前事業年度末(平成22年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式36百万円、関連会社株式26百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4 【その他】

中間配当

平成22年11月12日開催の取締役会において、第109期の中間配当につき次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当額 249百万円

(ロ) 1株当たりの中間配当金 2円50銭

(ハ) 支払請求の効力発生日 平成22年12月10日

(ニ) 支払開始日 平成22年12月10日

(注) 平成22年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月13日

株式会社 大光銀行

取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 手塚 仙夫 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 杉田 昌則 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 神代 勲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大光銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大光銀行及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月18日

株式会社 大光銀行

取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岸野 勝 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 杉田 昌則 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 神代 勲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大光銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大光銀行及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月13日

株式会社 大光銀行

取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 手塚 仙夫 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 杉田 昌則 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 神代 勲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大光銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第108期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大光銀行の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月18日

株式会社 大光銀行

取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岸野 勝 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 杉田 昌則 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 神代 勲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大光銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第109期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大光銀行の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月29日
【会社名】	株式会社大光銀行
【英訳名】	THE TAIKO BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 古出 哲彦
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	新潟県長岡市大手通一丁目5番地6
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大光銀行 東京支店 (東京都豊島区西池袋三丁目28番13号) 株式会社大光銀行 川口支店 (埼玉県川口市本町三丁目6番22号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取古出哲彦は、当行の第109期第2四半期（自平成22年7月1日 至平成22年9月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。